



第59回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月21日（水曜日）

午前10時

（当日の受付は午前9時より開始いたします。）

開催場所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル3階「ファンタジア」

お願い

株主総会ご欠席の株主様におかれましては、インターネットまたは書面（郵送）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会ご出席の株主様へのお土産のご提供はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第59回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会会場ご案内図

株式会社 **PLUS PLUS 物流**

証券コード：9055

株主各位

証券コード9055
2023年5月31日
(電子提供措置の開始日2023年5月30日)

神奈川県横浜市港北区新羽町1756番地
株式会社 アルプス物流
代表取締役社長執行役員 臼居 賢

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集中際では電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.alps-logistics.com/jp/ir/stock-info/generalmeeting/index.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

記

敬具

1. 日 時 2023年6月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル 3階「ファンタジア」

- 3. 目的事項**
- 報告事項**
1. 第59期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

【総会当日ご出席の株主の皆様へ】

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 株主様ではない代理人及びご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。
- ・ 体調のすぐれない株主様におかれましては、当日の出席をお控えください。発熱、咳などの症状がある株主様には、ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。
- ・ 株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、運営・対応方法に変更の可能性がありますので事前に、当社のウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」
- ② 「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」

【議決権行使についてのご案内】

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

A

株主総会への出席による
議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、第59回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

B

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

C

インターネットによる
議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までにご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

- 議決権行使画面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいすれも不要です。
- 議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能ですが。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

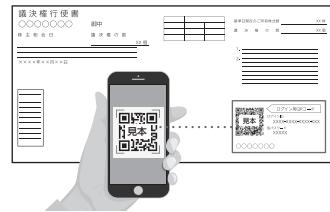
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置付けており、安定配当を基本に、①株主への利益還元、②将来の成長に向けた投資のバランスを考慮して決定することを基本方針とします。配当性向については、成長投資と株主還元に機動的に資金配分できるよう概ね30%～50%の範囲とし、株主還元の充実に努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金28円 総額991,953,536円

なお、中間配当金として1株につき16円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき44円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月22日（木曜日）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、当社は12頁～13頁記載の「取締役選任基準」に基づき各候補者を決定しております。各候補者はいずれもこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断いたしました。

また、本議案につきましては、指名・報酬諮問委員会の諮問を受けた上で、監査等委員会において検討がなされました。特段指摘すべき点はございませんでした。なお、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては、8頁をご参照ください。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
再任 1	臼居 賢 1958年1月10日生 	1981年4月 アルプラス電気(株)（現アルプラスアルパイン(株)）入社 2006年6月 同 取締役 2006年7月 同 営業本部副本部長 2011年11月 同 アジア営業担当 2012年4月 同 営業本部副本部長 2013年6月 当社常務取締役営業担当 2014年6月 同 代表取締役社長 2020年6月 同 代表取締役社長執行役員（現任）	50,200株
(取締役候補者とした理由)			
臼居賢氏は、これまで長年にわたり、国内外において電子部品の営業に携わり、当社の主要顧客が属する電子部品業界に関する知見を有しております。2014年からは、当社代表取締役社長としてグローバルに物流ビジネスの拡大を推進し、成長のための基盤作りを進めるなど、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
新任 2	寺 善 秀 昭 1964年7月15日生 	1989年4月 アルプス電気(株) (現アルプスアルパイン(株)) 入社 2009年6月 ALPS ELECTRIC CZECH,s.r.o.取締役社長 2014年1月 アルプス電気(株) (現アルプスアルパイン(株)) 生産本部角田製造部長 2017年7月 同 生産本部第1車載製造部長 2018年4月 当社入社 2018年7月 同 理事事業本部国内事業副担当 2019年6月 同 取締役事業本部副本部長兼国内事業・欧米地域担当 2020年6月 同 執行役員事業本部副本部長兼国内事業・欧米地域担当 2022年6月 同 執行役員事業本部国内事業部長兼品質環境担当兼欧米地域担当 (現任)	12,400株
(取締役候補者とした理由)			
寺善秀昭氏は、これまで国内外で電子部品の製造拠点の責任者を経験するなど、当社の主要顧客の属する電子部品業界に関する知見を有しております。現在は当社において、執行役員として事業本部国内事業部長、品質環境担当、欧米地域担当を兼務し、国内外のビジネスの拡大や生産性の向上などに取り組んでおります。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を新たに取締役候補者といたしました。			
新任 社外 独立 3	中 島 猛 1959年10月24日生 	1982年4月 日本通運(株)入社 2011年4月 NIPPON EXPRESS U.S.A., INC.副社長 2012年5月 日本通運(株) 東京航空支店国際貨物第二営業部長 2014年5月 NIPPON EXPRESS (H.K.) CO., LTD. 取締役社長 2017年5月 日本通運(株) 常務理事 日通グループインド代表	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)			
中島猛氏は、大手物流会社にて主に国際物流業務に携わるとともに、海外拠点では責任者として経営に関与してきているなど、当社の主たる事業である物流関連及び会社経営について豊富な経験・知識を有しております。当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、かかる豊富な経験・知識に基づき、社外取締役として業務執行から独立した客観的な立場から、適切に経営の監督機能を果たしていただくことを期待し、新たに社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 中島猛氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、中島猛氏が選任された場合には、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 中島猛氏の前記略歴にある日本通運株式会社と当社との間には取引関係がありますが、両社にとって取引金額は直近事業年度の連結売上高の1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
5. 当社は、中島猛氏が選任された場合には、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を法令に定める額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、臼居賢氏が再任された場合には、補償契約を継続する予定であります。また、寺崎秀昭氏、中島猛氏が選任された場合には、同内容の補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。臼居賢氏が再任され、寺崎秀昭氏、中島猛氏が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

「監査等委員会の意見」

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の選任及び報酬について、指名・報酬諮問委員会の議論を含めて確認を行いました。取締役の選任については、各候補者は当社が定める取締役選任基準を満たしており、再任の取締役候補者については、当事業年度における業務執行状況及び業績、取締役会等の重要会議での発言や経歴等を、新任の社内取締役候補者については、当事業年度における業務執行状況及び業績、経営会議等の重要会議での発言や経歴等を、新任の社外取締役候補者については、当社の主たる事業である物流関連において、大手物流会社での国際物流業務に精通された経歴や知識を有していること等を踏まえ、また決定の手続は適正であり特段指摘すべき点はないことから、取締役候補者として適任と判断いたします。なお、新任の社外取締役候補者は、当社の取引先でもある大手物流会社に所属していましたが、当社の社外取締役になることについて利益相反及び独立性の点から問題がないことを確認しております。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、その決定の手続は適正であり特段指摘すべき点はなく、報酬等の内容は妥当と判断いたします。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役大野澄子氏が任期満了となり、中村邦彦氏が辞任いたします。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。なお、当社は12頁～13頁記載の「取締役選任基準」に基づき候補者を決定しております。候補者はこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断いたしました。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
新任 1	下廣克彦 1960年6月9日生 	<p>1986年4月 アルプス電気(株)（現アルプスアルパイン(株)）入社</p> <p>2003年10月 当社入社</p> <p>2010年10月 同 理事中国副担当</p> <p>2011年6月 同 取締役中国担当</p> <p>2012年11月 同 取締役事業本部副本部長海外担当</p> <p>2017年6月 同 常務取締役 同 経営企画担当、情報システム担当、中国担当</p> <p>2019年6月 同 管理本部長（現任）、情報システム担当（現任）、中国地域担当</p> <p>2020年6月 同 取締役常務執行役員</p> <p>2021年6月 同 取締役専務執行役員（現任）</p>	17,100株

(取締役候補とした理由)

下廣克彦氏は、これまで主に海外事業に関する業務に従事し、現地法人の責任者としての経験も豊富であり、海外ビジネスに対する知見を有しております。また、2019年からは取締役管理本部長として当社がグローバルに物流ビジネスを拡大する中で、これに対応した管理体制の整備や、ガバナンス、コンプライアンスの強化を図るなど、その職責を果たしてきました。これらの知見を活かし、監査等委員である取締役（常勤）の職務を適切に遂行していただけるものと判断しており、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立 2	おおの すみこ 大野澄子 1962年4月17日生	1997年4月 弁護士登録、第一東京弁護士会入会 永沢法律事務所（現 永沢総合法律事務所） 入所（現任） 2018年1月 金融庁 自動車損害賠償責任保険審議会委員 就任（現任） 2019年6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）	0株

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

大野澄子氏は、長年にわたり、弁護士として活動し、法律の専門家としての豊富な知識・経験等を有しております。同氏は社外取締役以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、かかる法律の専門家として豊富な知識・経験等を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただいているものと判断しております。今後も引き続き社外取締役として、かかる法律の専門家としての豊富な知識・経験等に基づき、業務執行から独立した客観的な立場から、法務に関するリスクなどについての取締役に対する監査機能の充実の役割を果たしていただくことを期待し、候補者といたしました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 大野澄子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、大野澄子氏を独立役員として届け出しており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
 4. 当社は、大野澄子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を法令に定める額まで限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は同契約を継続する予定であります。また、下廣克彦氏が選任された場合、同氏との間で同契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、取締役全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、大野澄子氏が再任された場合には、補償契約を継続する予定であります。また、下廣克彦氏が選任された場合には、同内容の補償契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。下廣克彦氏が選任され、大野澄子氏が再任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役の専門性を発揮できる分野・経験

氏名	企業経営	物流事業	営業・マーケティング	人事・労務・人材開発	財務会計・ファイナンス	法務・リスク管理	ESG	IT	海外駐在経験(国名)
代表取締役 社長執行役員 臼居 賢	●	●	●			●	●		中国 シンガポール
取締役 常務執行役員 寺寄 秀昭	●	●					●		韓国 チェコ スウェーデン
社外取締役 [独立] 中島 猛	●	●	●						米国 ベトナム 香港 インド
取締役 監査等委員 下廣 克彦	●	●		●			●	●	中国 ドイツ
社外取締役 監査等委員 大野 澄子						●			
社外取締役 監査等委員 西川 菜緒子					●	●			シンガポール
社外取締役 監査等委員 植田 祥裕	●			●	●	●			米国

(ご参考)

取締役選任基準

<社内・社外取締役共通>

1. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
2. 遵法精神に富んでいること
3. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
4. 業務遂行上、健康面で支障のないこと

<社外取締役>

1. 企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
2. 取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
3. 独立社外取締役については、以下の「社外取締役独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

<社外取締役独立性基準>

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

1. 当社及びその親会社・連結子会社・兄弟会社の出身者（注1）
2. 当社の大株主（注2）
3. 当社の主要な取引先（注3）企業等の業務執行者、または、当社の主要な借入先（注4）企業等の業務執行者
4. 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社から多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6. 当社から多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外取締役の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）

9. 過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかるらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という）及び過去に一度でも当社及びその親会社・連結子会社・兄弟会社に所属したことがある業務執行者をいう。

注2：大株主とは、直近事業年度末において自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属した業務執行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社のサービス・商品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社又は相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。

注4：主要借入先とは、当社が借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社に役務提供をしている場合は、当社から収受している対価（取締役報酬を除く）が、年間1千万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社に役務提供をしている場合は当該団体が当社から収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。

注6：当社から年間1千万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる活動に直接関与する者）をいう。

注7：当社の業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

コーポレートガバナンス・ポリシー

当社は、株主、顧客、従業員及び地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレートガバナンスを実現してまいります。

本ポリシーは、取締役会がこれを定め、継続的かつ定期的に見直しを行い、企業価値向上のためのコーポレートガバナンスの充実と進化に取り組みます。

第1章 総則

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

当社では、コーポレートガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行ならびにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダ一間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。

第2章 株主の権利・平等性の確保

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創造を図るために、企業理念を「ものづくりを支える最適物流を追求し、豊かな社会の実現に貢献します」と定め、これを具現化する「3つの経営姿勢」を策定し、事業活動とサステナビリティを巡る課題への対応を一体化して進めるとともに、全ての株主の実質的な権利を確保するために、さまざまなコミュニケーション活動を通じて適切な情報提供をするなど、株主が円滑な権利行使を行えるよう、環境作りなどを行っています。

1. 株主総会

当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であるという認識の下、当社における最高意思決定機関としており、全ての株主の意思を適切に反映させなければならぬと考えています。また、当社では、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を目的として、株主の権利行使に係る環境整備を各種実施しており、当社ホームページなどで開示の「コーポレートガバナンス報告書」にその施策を公表しています。

さらに、全ての株主の意向を確認し、今後の対話に反映させるため、株主総会終了後、賛否要因を分析し、取締役会で議論しています。また、賛否結果については「臨時報告書」及び当社ホームページにて開示しています。

2. 株主の平等性の確保

株主権利の保護や、その権利行使の促進を図るとともに、全ての株主に対して、実質的な平等性の確保に努めています。また、違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等を含む、会

社法で少数株主に認められている権利について、株式取扱規則で権利行使方法を定め、かつ同規則を当社ホームページに掲載することなどにより、その権利行使の円滑化及び権利行使を阻害しない体制を構築しています。

- ① 株主総会において株主が適切な判断を行えるよう、必要に応じ適切な情報を提供するため、株主総会議案については、取締役会決議の後、速やかに当社ホームページ、東京証券取引所ウェブサイトにて開示しています。
- ② 株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、招集通知を法定期日より早期である総会開催日の3週間前を目処に発送しています。また、発送前の開示も実施しています。
- ③ 株主総会が株主との建設的な対話を行う場であるという認識の下、より多くの株主が出席できるよう、毎年、いわゆる集中日と予測される日より前倒した日程で、株主総会を開催しています。
- ④ 株主が議決権行使を行いやすいよう、株式会社ＩＣＪが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の採用やインターネットによる議決権の行使ができるようにしています。また、当社ホームページや東京証券取引所ウェブサイトなどへ招集通知の英文版の掲載を行っています。
- ⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会において自ら議決権の行使等を行うことの事前申出があった場合、当社基本方針に基づいて、株主総会出席の対応を決定しています。

3. 資本政策

当社は中長期的な成長戦略と照らし合わせ、以下を考慮しつつ適正な資本水準を適宜見直します。

- ① 急激な経営環境の変化や今後の予期せぬ経済恐慌などにも耐えうる財務体質を維持すること
- ② グローバルに事業を展開するために必要な財務体質を維持すること
- ③ 中長期的な成長を持続するために必要な資本を確保すること

また、配当政策については、安定配当を基本に、①株主への利益還元、②将来の成長に向けた投資のバランスを考慮して決定することを基本方針とします。配当性向については、成長投資と株主還元に機動的に資金配分できるよう概ね30%～50%の範囲とし、株主還元の充実に努めてまいります。

なお、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能にするため、定款上は、剰余金の配当等を株主総会のみならず取締役会の決議のみによっても行い得るよう定めておりますが、現段階では期末配当は原則として株主総会に諮ることとします。

4. 政策保有株式

当社は、保有により当社の財務活動を円滑にすると判断した場合、及び事業戦略の遂行のために必要と判断した場合、純投資目的以外の目的で株式を保有します。保有は、便益と資本コストを意識して必要最低限とし、これを上回る株式については、適正な時期を判断し縮減していきます。保有の継続または売却等の判断は、銘柄毎に保有目的、中長期的な見通しなどを評価基準として、毎年の取締役会において検証していきます。政策保有株式の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるか判断した上で議決権行使します。

5. 関連当事者間の取引

当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社が、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会規則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るもの、または会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会規則において定めています。また、社内規程として「関連当事者取引管理規程」を定め、取引の合理性や取引条件の妥当性を確保し、当該取引を適切に牽制する体制を構築しています。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、さまざまなステークホルダーとの適切な協働が必要だと考えています。当社では「3つの経営姿勢」を策定し、事業活動とサステナビリティを巡る課題への対応活動を一体化して進め、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの期待に応えるために、取締役会・経営陣がリーダーシップを発揮しています。

① お客様との共栄

多様なニーズにお応えする最適物流の提案とサービスの提供を行います。お客様と強い信頼関係を築き、ベストパートナーとしてともに成長・発展を目指します。

② 物流価値の創造

電子部品で培った専門性やノウハウを活かし、高品質・高効率な物流サービスを追求します。社員一人ひとりの力をさらに高め、新たな物流価値を創造し続けます。

③ 環境・社会と調和

グリーンロジスティクスを積極的に推進し、環境に配慮した取り組みを行います。社会の一員としてルールを遵守し、安全・安心な物流サービスを提供し続けます。

1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる企業理念

当社は、「ものづくりを支える最適物流を追求し、豊かな社会の実現に貢献します」を企業理念として、理想とすべき事業のあり方や、果たすべき社会的責任、人に賭ける思いなどを込めて、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上のため、行動を推進しています。そして、以下の3つの行動指針を策定し、社員一人ひとりが常に意識し行動するようにしています。

① 誠意：「まごころ」を込めて行動

私たちは、誠心誠意、お客様のための最適物流の実現を目指します。常にお客様の声に耳を傾け、「まごころ」を込めて行動します。

② 快・速：快適にスピードーに実行

私たちは、地球に優しく、お客様に「快適」な物流サービスを目指します。何ごとも「スピードー」に決定し、責任感を持ってやり遂げます。

③ 挑戦：高い目標にチャレンジ

私たちは、一人ひとりがプロ意識を持ち、レベルアップを目指します。個の力を合わせて連携し、より「高い目標」にチャレンジします。

2. サステナビリティを巡る課題への対応

当社は、企業理念である「ものづくりを支える最適物流を追求し、豊かな社会の実現に貢献します」の実現に向け、社会課題の解決につながる価値創造に取り組み、持続可能な社会の実現と持続的な成長の両立を目指しています。サステナビリティに関しては、サステナビリティ推進委員会を設置し、サステナビリティを巡る課題に取り組み、定期的に取締役会に報告する体制をとっています。また、2022年度を初年度とする第5次中期経営計画の策定に合わせ、25のマテリアリティを特定しました。今後、取締役会においても定期的に議題として取り上げ、サステナビリティに関する議論を更に深めていきます。また、事業活動を行う上で基本とする価値観、経営姿勢とその考え方を「アルプス物流倫理規範」で明文化し、社員ひとり一人

の行動規範として展開・推進しています。

3. 社内の多様性の確保

当社では、国籍や言語、文化慣習、性別などの異なる多様な社員が、お互いを理解し尊重しながら、いきいきと交流し、創造的で自立したプロフェッショナルとして成長することが、企業力の源泉と考えています。女性の積極採用を継続推進している他、短時間勤務制度の導入などを行っており、今後とも、ワークライフバランスの促進や、キャリア形成支援など、各種施策に取り組み、女性の活躍を促進していきます。

4. 内部通報制度

当社では、現在、常勤監査等委員、社外監査等委員、内部監査部門長を窓口とする倫理ホットライン制度を設置しています。倫理ホットライン規程を制定し、通報者の秘密保持や不利益取扱いの禁止を明文化しています。また、管理部門を管掌する取締役が倫理ホットライン制度の運用状況を監督し、定期的に取締役会に運用状況を報告しています。

第4章 適切な情報開示

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報を、株主・投資家などのステークホルダーに対して、決算短信や有価証券報告書、適時開示資料など、法令や規則で開示が義務付けられた情報を含め当社ホームページなどで適時、適切な情報開示を行うことで、経営の公正と透明性を維持しています。また、株主通信を年2回発行し、事業報告に加えてグローバルビジネスの拡充状況などを紹介することで、当社の事業内容の理解が進むよう努めています。さらに機関投資家向け決算説明会や個人投資家向け決算説明会等、マネジメントと投資家が直接対話できる場の充実を図っています。

経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報、事業活動の最新ニュース等の非財務情報については、当社ホームページなどで継続的な発信を行っています。

第5章 取締役会等の責務

1. 取締役会及び取締役の役割

当社の取締役会は、経営の基本方針や中短期経営計画を含む経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、職務執行状況の監視・監督を行う機関と位置付けています。取締役会は月

1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、重要事項を全て付議し、充分な討議を経た上で決議を行っています。また、社外取締役を選任し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせています。

物流事業を営む当社においては、担当執行役員を本社の各機能及び事業本部ごとに設置し、執行責任の所在を明確にすることにより、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。また、取締役は、取締役会や執行役員会などを通じて執行役員の職務を監督することにより、実効性の高い監督機能が発揮できると考えています。

当社は執行役員制度を導入しており、事業、営業、経営企画、管理の機能別本部に加え、国内、海外の事業担当制を敷き、取締役会から重要な業務執行の決定を委任された担当執行役員が、当社及び各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行うよう、取締役会が監督しています。また、執行役員会等において議論・審議を行い、迅速かつ的確な意思決定及び業務執行を行います。

2. 取締役会の構成

当社は、取締役会における経営の方針や重要事項の審議・決定及び各取締役の職務の執行状況の監督を実効的に行うため、当社で定める選任基準に基づき、女性や、海外現地法人での業務経験やグローバルビジネスに精通するなど、必要と考えられる能力・資質を有した者を取締役として選任しています。

3. 取締役候補者の選任基準

取締役候補者の選任基準を役員規則に規定し、次の条件を有する者を候補者として選任するものとします。

<社内・社外取締役共通>

- ① 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
- ② 遵法精神に富んでいること
- ③ 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- ④ 業務遂行上、健康面で支障のないこと

<社外取締役>

- ① 企業経営者としての実践経験を有すること、または、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
- ② 取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
- ③ 独立社外取締役については、当社「社外取締役独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

4. 独立社外取締役の役割

当社の独立社外取締役は、適法性の確保に注力するとともに、全てのステークホルダーを念頭に置き、取締役会で積極的な意見交換や助言を行い、経営陣の選・解任及び報酬、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営監督の強化に努めています。また、定期的に当社拠点を訪問し、情報収集を行うとともに、監査等委員と情報交換・意見交換を定期的に行い、実効性のある監督に努めています。

5. 最高経営責任者の後継者の決定

中期的な取締役会の体制については、最高経営責任者後任を含めて、経営トップ及び管理担当執行役員で、定期的に協議を行っており、具体的な取締役候補者は、取締役会にて決定しています。加えて、取締役会での最高経営責任者の選定に先立ち、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会にて審議を行うこととしています。

6. 経営陣への委任

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているものほか、経営方針、中短期経営計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則に定めています。

7. 監査等委員及び監査等委員会の役割・責務等

当社の監査等委員（会）は、社外取締役監査等委員がその過半数を占める体制により、取締役会から独立した客観的な立場から適切な判断をするように努めています。また、様々な知見や豊富な経験をもった社外監査等委員と当社の事業に精通した社内監査等委員とが相互に連携して監査を行うとともに、内部監査部門と連携を図り、取締役会やその他の重要な会議の場において、経営陣に対して意見を述べます。さらに、監査等委員の職務の補助者及び監査等委員

会の事務局を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

8. 取締役の兼職について

取締役が他の上場会社の役員を兼職する場合には、当社の取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限り、所定の手続きを経て、取締役会の承認をもって行うことができるものとし、重要な兼職の状況は、法令に基づき株主総会参考書類及び事業報告などにおいて開示します。

9. 内部統制

当社では、企業グループとしての内部統制の基本方針を取締役会で決議し、法務部門、内部監査部門、人事総務部門、経理部門及び情報システム部門などの各主管部門が基本方針を受けて具体的な内部統制の仕組みの整備及び運用を行っています。

重要な施策の決定や契約書の締結については、事前に管理部門を管掌する取締役の指揮・監督の下に法務部門が適法性及び妥当性について確認しています。財務諸表の適正を確保するための内部統制の有効性については、内部監査部門が統制状況を取りまとめています。また、全社的なリスク管理（危機管理）は、経営企画部門及び人事総務部門が主管となって実施しています。内部統制やリスク管理体制の監督については、各主管部門が部門業務監査を実施しているほか、社長直轄の内部監査部門による内部監査の形で実施しています。

10. 会計監査人

当社の会計監査人は、情報開示の信頼性と株主・投資家に対する責務を担保するべく、高品質な監査を行うための十分な監査時間を確保しており、また、管理部門を管掌する取締役、内部監査部門及び監査等委員である取締役と、必要に応じ情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

11. 取締役会の評価

取締役会による経営の監督の実効性及び適正性、ならびに自らの取締役としての職務の遂行状況について、毎年自己評価等を実施しています。また、取締役会の機能の向上を図ることを目的に、取締役会の実効性評価を第三者評価機関に依頼し、中立的・客観的な評価・検証を行い、その結果の概要について開示するものとします。

12. 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査等委員が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新により、研鑽に努めることができる機会を提供しています。具体的には、年2回、役員研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。

また、監査等委員については、関係外部団体に加入するなどし、監査等委員監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてセミナーや研修を受講しています。社外取締役の就任に際しては、当社の事業内容、経営内容及び中短期の経営計画などを説明しています。

第6章 株主との対話

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。その考え方に基づき、当社では株主との平素からの対話を重視しており、例えば、経営トップが決算説明会などにおいて、当社の経営状況を説明し、意見交換などを実施しています。

社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行っています。なお、株主からの対話（面談）については、株主の希望や関心事項などに応じて、経理・財務部門を管掌する執行役員や経営トップなどが面談対応を行い、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向的な対話を促進しています。株主との対話等により得られた各種情報については、経理・財務部門を管掌する執行役員から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

インサイダー情報を適切に管理するため、「インサイダー取引規制に関する規程」に基づき、株主との公平な対話（面談）を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

当社では、毎年3月末及び9月末における株主名簿を用い、株主名簿上の株主構造を把握し、経理・財務部門を管掌する執行役員から取締役会へ定例的に報告し、社外取締役を含めた全取締役間で情報を共有しています。

取締役会実効性評価結果の概要

当社は、株主、顧客、従業員ならびに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレートガバナンスを実現するため、コーポレートガバナンス・ポリシーを定めています。それに基づき、取締役会の機能の一層の向上を図ることを目的に、取締役会の実効性評価を第三者評価機関に依頼し、実施しましたので報告いたします。

1. 分析・評価の方法

取締役会メンバーに対し、取締役会の構成、運営、議論、モニタリング機能、支援体制等についてアンケートを行い、第三者評価機関により、実効性について、中立的・客観的に評価・検証しました。この結果に基づき、管理部門を管掌する取締役が課題整理を行い、社外取締役及び監査等委員会の確認を経て、取締役会での検証及び議論を行いました。

2. 分析・評価結果の概要

当社は執行役員制度を導入しており、取締役会が経営の監督機能に専念できるような体制としています。取締役会では、議論や審議、運営が適切かつ合理的に行われていることが確認され、実効性が確保されていることが検証できました。前事業年度の評価において課題となった株主・投資家との対話については、機関投資家向け説明会の回数増加や個人投資家説明会の開催など対話機会の充実を図りました。一方、取締役会において、中長期的な企業価値向上に向けた課題への取り組みについて、継続して議論が必要であることを確認しました。

3. 今後の対応等

第三者評価機関による中立的・客観的な評価を継続して実施していくことにより、コーポレートガバナンス・コードに沿った取締役会の運営により、プライム市場上場企業にふさわしいガバナンスならびに企業価値の向上に活かしてまいります。

以上

事業報告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、主要な国々で景気減速感が強まりました。米国では雇用や消費が堅調に推移しましたが、金融引き締めの影響により景気の先行きに不透明感が強りました。欧州においても高インフレの影響で景気は全般的に弱含みました。中国ではゼロコロナ政策に伴う混乱後、経済活動の正常化が進みましたが、内需、外需ともに力強さに欠け成長は鈍化しました。日本経済は、サービス消費は回復に転じましたが、物価高によりモノの売れ行きが伸び悩み、景気は総じて弱い動きが続きました。

このような事業環境下、当社は世界の地域ごとに異なる新型コロナウイルス規制に対応するとともに、各国における顧客のサプライチェーンの変化に対応すべく、サービスの向上と新規拡販に取り組みました。

当社は当期より3カ年の第5次中期計画をスタートしました。企業理念であるお客様ごとの「最適物流」の追求を続けるとともに、物流事業を通じて社会課題の解決に貢献することを目指し、基本方針を「地球と社会にやさしく・最適物流の追求と進化」と定めました。

中期計画初年度の当期より次の戦略・施策を推進しグローバルにビジネスの拡大を図っております。

- ①G T B (Get The Business / 市場と商品の拡大) : ビジネス領域の拡大。グローバルネットワークの充実。協創・提携体制の拡充。
- ②G T P (Get The Profit / 間・直の生産性向上) : 省人化・自動化の推進。戦略投資の拡大と確実な刈り取り。DXへチャレンジ。
- ③G T C (Get The Confidence / サステナビリティの追求) : ESG対応の強化、安全・高品質の維持確保。非財務資本の維持・強化。

当連結会計年度の業績は、売上高は121,165百万円（前期比6.5%増）、営業利益は8,043百万円（同33.6%増）、経常利益は為替の円安の影響もあり8,790百万円（同42.6%増）と大幅に増加、親会社株主に帰属する当期純利益は5,032百万円（同39.9%増）となりました。

[電子部品物流事業]

当事業の主要顧客である電子部品業界においては、半導体や電子部品などの不足が徐々に緩和しつつある自動車関連向けの需要は堅調に推移しましたが、パソコンやスマートフォンの売れ行きが減少したことから民生機器、情報通信機器向けの需要は停滞しました。

当連結会計年度においては、スペースがひっ迫していた航空・海上輸送は足元で需給が緩和しておりますが、特に上期に国際貨物の荷動きが底堅く推移したことや新規顧客への拡販効果などにより売上高が増加しました。利益面では、国内における物量減に伴う効率悪化などの影響がありましたが、增收効果と生産性向上の取り組み、為替の円安の影響もあり増益となりました。

当セグメントの業績は、売上高69,392百万円(前期比8.3%増)、営業利益5,728百万円(同42.1%増)となりました。

[商品販売事業]

商品販売事業では、電子部品に関連する包装資材・成形材料・電子デバイスの販売を行っています。当社では、調達と物流を一元化した電子デバイスの調達代行の提案、物流改善を意識した包装資材の提案を特長としております。

当連結会計年度におきましては、成形材料が、中国向けの情報通信機器関連で増加したことなどにより売上高が増加しました。利益については、增收効果と原価率の改善、為替の円安の影響もあり増益となりました。

当セグメントの業績は、売上高24,016百万円(前期比6.8%増)、営業利益1,038百万円(同39.6%増)となりました。

[消費物流事業]

消費物流分野では、小売企業の宅配サービスや通販ビジネスの成長に伴って需要が拡大している一方、ドライバーを始めとする人材確保・育成が、業界全体の課題となっています。

このような事業環境下、当社グループで消費物流を担う(株)流通サービスは、消費物流の川上にあたる企業間物流の取り込み、メディカル・化粧品などの商品センター業務の拡大、生協宅配ビジネスのさらなる拡大に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、コロナに伴う巣ごもり需要は一巡し生協関連は取扱いが若干減少しましたが、新規拡販によるEC関連の業務拡大などにより売上高は増加しました。利益については、新拠点の倉庫賃借料、減価償却費など費用の増加がありました。増収と生産性向上により増益となりました。

当セグメントの業績は、売上高27,756百万円(前期比1.9%増)、営業利益1,277百万円(同2.4%増)となりました。

事業区分	売上高 (前期比)	営業利益 (前期比)
電子部品物流事業	69,392百万円 (8.3%増)	5,728百万円 (42.1%増)
商品販売事業	24,016百万円 (6.8%増)	1,038百万円 (39.6%増)
消費物流事業	27,756百万円 (1.9%増)	1,277百万円 (2.4%増)
計	121,165百万円 (6.5%増)	8,043百万円 (33.6%増)

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は倉庫賃借を含め4,432百万円となりました。主な投資として、当社横浜営業所の倉庫建設等により建物及び構築物857百万円、建設中の建物などの建設仮勘定1,719百万円、オペレーション効率化のためのソフトウェア778百万円、また倉庫賃借などのリース資産に473百万円などの投資を行いました。

なお、これらの投資は自己資金及び借入金で賄いました。当連結会計年度末における借入金の残高は、前期比4,073百万円増加し、7,118百万円となりました。

(3) 対処すべき課題

[電子部品物流事業及び商品販売事業]

電子部品関連の事業につきましては、主要顧客が属する電子部品産業は、通信の5G関連機器の普及や自動車の電子化の進行、AI、IoT、DXの実用化の進展などによりエレクトロニクス製品の需要拡大によって、今後も成長が予想されております。一方で、商品やマーケットの変化に対応した生産地変更やサプライチェーンの効率化・強靭化が進んでおり、顧客の物流改革ニーズは高度化かつ多様化しております。また、地政学リスクや感染症リスクなど経済環境の不確実性が高まる中、いわゆる経済安全保障上のリスクマネジメントが物流事業者に求められています。

このような事業環境において、電子部品関連の事業をドメインとする当社及び国内外の子会社では、2022年度より3カ年の第5次中期経営計画をスタートしました。中期基本方針を「地球と社会にやさしく・最適物流の追求と進化」と定め、次の戦略・施策を推進し、グローバルにビジネスの拡大を図っていきます。

- ①G T B (Get The Business / 市場と商品の拡大)：ビジネス領域の拡大、グローバルネットワークの充実、協創・提携体制の拡充。
- ②G T P (Get The Profit / 間・直の生産性向上)：省人化・自働化の推進、戦略投資の拡大と確実な刈り取り、DXへチャレンジ。
- ③ G T C (Get The Confidence / サステナビリティの追求)：ESG対応の強化、安全・高品質の維持確保、非財務資本の維持・強化。

目標とする経営指標として、中期・短期の経営計画で、事業別の売上高や営業利益などの損益目標を定め、P D C Aのサイクルにより計画達成を図っております。グローバル成長の度合いを測る指標として「外販比率（アルプラスアルパイングループ以外の売上構成比率）」、「海外売上比率」をKPIとしています。また、資本効率を意識した指標としてROE（自己資本当期純利益率）の向上に取り組んでおります。

[消費物流事業]

消費物流分野では、人々のライフスタイルの変化に加え新型コロナウイルスの影響もあり、食品や日用品の個人宅配や通販の需要は高まっています。一方で、これに伴う貨物量の増加や即日配送サービスの普及などによって、物流インフラへの負荷増、特にドライバーや倉庫作業員の人手不足、コストアップなどの深刻な状況が続いております。

このような事業環境において、(株)流通サービスにおきましても、2022年度より3カ年の中期経営計画をスタートしました。事業の運営体制や営業体制の強化を図り、主要顧客である生協向けビジネスの更なる拡大、シェアアップを図るとともに、「E C通販物流」の拡販を強化しています。さらに、新たな領域として、医薬品市場などの開拓も進めております。

また、業界課題である人手不足に対処すべく自働化の推進、働き方改革の推進などによって定着率の向上を図り、人財の確保・育成につなげてまいります。

当社グループでは電子部品関連、消費関連それぞれの分野において、上記の戦略・重点施策を着実に実行するとともに、サステナビリティに配慮した社会課題の解決に貢献し、更なるグローバル成長を図り、企業価値向上に努めてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	2019年度 第56期	2020年度 第57期	2021年度 第58期	2022年度 第59期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	100,741	100,562	113,814	121,165
営 業 利 益(百万円)	4,118	4,725	6,021	8,043
経 常 利 益(百万円)	3,886	4,926	6,166	8,790
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,389	2,900	3,598	5,032
1 株当たり当期純利益(円)	67.61	81.99	101.66	142.08
総 資 産(百万円)	78,452	84,699	92,020	97,283
純 資 産(百万円)	51,565	55,224	59,709	62,257

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

アルプスアルパイン株式会社（間接所有含め出資比率48.9%）は、実質支配力基準（注）により当社の親会社に該当しておりましたが、2022年6月22日開催の第58回定期株主総会をもって当社の独立社外取締役の割合が過半数となったことに伴い実質支配力基準に該当しなくなつたため、同社は2022年6月30日をもってその他の関係会社に属性が変更になりました。

当社は同社グループに対し、貨物の運送、保管、輸出入関連の物流サービスの提供及び包装資材、成形資材、電子デバイスの販売を行っています。

これらの取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っており、社外取締役のみで構成する取引審査委員会においても妥当性を審査しております。当社取締役会は、同社グループとの取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

当社は、同社と「アルプスアルパイングループの運営に関する契約書」を締結しており、グループとしての運営体制や報告事項、当社の経営の自主性等を定めております。当該契約は、上場会社である当社の経営の独立性を維持しつつアルプスアルパイングループとして経営の相乗作用及び適正化を図ることによって、経営資源の有効活用及び効率化並びに企業集団経営における公正性の確保を実現し、両社それぞれの事業発展及び収益力向上に資することを目的としており、当社の経営上の重要事項については当社の判断で決定しております。

今後も当社は経営の独立性を維持しつつ、アルプスアルパイングループに属しながら、これまで培ってきた電子部品業界のニーズに合わせた「最適物流」をベースに、外販ビジネスを含め業務の拡大を図ってまいります。当社と同社の事業における関係に変化はなく、今後もグループ企業として連携を維持し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

(注) ここでいう実質支配力基準とは、当社の議決権の総数に占めるアルプスアルパイン株式会社の所有する議決権の割合が40%以上かつ50%以下であり、当社の取締役会の構成員の総数に占める、同社出身の役員、使用人又はこれらのいずれかであった者の割合が50%を超えてのことです。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
アルプス物流ファシリティーズ株式会社	30百万円	100.0%	物 流 業
株式会社流通サービス	240百万円	96.7%	物 流 業
株式会社アルプスロジコム	400百万円	60.0%	持 株 会 社
ALPS LOGISTICS HONG KONG LTD.	7,000千香港ドル	100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS (S) PTE.LTD.	1,000千シンガポールドル	100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS (SHANGHAI) CO.,LTD.	66,222千中国元	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS (GUANGDONG) CO.,LTD.	9,934千中国元	※ 100.0%	物 流 業
SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO.,LTD.	8,081千中国元	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS MEXICO, S.A.DE C.V.	5,366千メキシコペソ	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS TAIWAN CO.,LTD.	17,500千台湾ドル	100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS KOREA CO.,LTD.	3,000百万韓国ウォン	100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS (CHONGQING) CO.,LTD.	6,474千中国元	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS EUROPE GmbH	250千ユーロ	100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS MEXICO EXPRESS, S.A. DE C.V.	12,500千メキシコペソ	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS INDIA PRIVATE LIMITED	208百万インドルピー	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS VIETNAM CO., LTD.	200億ベトナムドン	89.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS (USA), INC.	1,000千U.S.ドル	100.0%	物 流 業
TIANJIN ALPS TEDA LOGISTICS CO.,LTD.	52,130千中国元	51.0%	物 流 業
ALPS NAIGAI LOGISTICS (MALAYSIA) SDN.BHD.	2,200千マレーシアドル	50.0%	物 流 業
DALIAN ALPS TEDA LOGISTICS CO.,LTD.	19,864千中国元	50.0%	物 流 業
TEDA ALPS LOGISTICS SHANGHAI CO., LTD.	2,000千中国元	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.	15,000千タイバーツ	49.0%	物 流 業
ALPS LOGICOM INDIA PRIVATE LIMITED	220百万インドルピー	※ 100.0%	物 流 業
ZHAOPU ELECTRONICS (SHANGHAI) INC.	20,857千中国元	※ 100.0%	物 流 業
TEDA ALPS LOGISTICS TIANJIN CUSTOMS CO., LTD.	500千中国元	※ 100.0%	物 流 業

(注) ※印は子会社保有の出資比率を含んでいます。

(6) 主要な事業内容

当社グループの事業は、電子部品物流、商品販売、消費物流の3事業に区分されています。各事業部門の主要な事業内容は次のとおりです。

事業区分	事業内容	売上高構成比
電子部品物流事業	電子部品の運送、保管、輸出入貨物取扱業務等のグローバル総合物流サービス	57.3%
商品販売事業	包装資材、成形材料及び電子デバイスの仕入販売	19.8%
消費物流事業	食料品などの消費材の運送、保管、流通加工等の国内総合物流サービス	22.9%
合計		100.0%

(7) 主要な事業所

① 当社

本社	神奈川県横浜市港北区新羽町1756番地	
営業所	北上営業所（岩手県北上市） 庄内営業所（山形県鶴岡市） 相馬営業所（福島県相馬郡） 郡山営業所（福島県本宮市） 金沢営業所（石川県金沢市） 高崎営業所（群馬県藤岡市） 成田営業所（千葉県山武郡） 輸出入センター（東京都大田区） 長野営業所（長野県上伊那郡） 名古屋営業所（愛知県春日井市） 大阪営業所（大阪府茨木市）	秋田営業所（秋田県にかほ市） 古川営業所（宮城県大崎市） 小名浜営業所（福島県いわき市） 新潟営業所（新潟県長岡市） 加須営業所（埼玉県加須市） 松戸営業所（千葉県松戸市） 大井営業所（東京都大田区） 横浜営業所（神奈川県横浜市） 静岡営業所（静岡県袋井市） 瀬戸営業所（愛知県瀬戸市） 福岡営業所（福岡県福岡市）

② 子会社

国 内	アルプス物流ファシリティーズ株式会社	茨城県つくば市
	株式会社流通サービス	埼玉県草加市
	株式会社アルプスロジコム	神奈川県横浜市
海 外	DALIAN ALPS TEDA LOGISTICS CO., LTD.	中国 遼寧省大連市
	TIANJIN ALPS TEDA LOGISTICS CO., LTD.	中国 天津市
	TEDA ALPS LOGISTICS TIANJIN CUSTOMS CO., LTD.	中国 天津市
	ALPS LOGISTICS (SHANGHAI) CO., LTD.	中国 上海市
	SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO., LTD.	中国 上海市
	TEDA ALPS LOGISTICS SHANGHAI CO., LTD.	中国 上海市
	ALPS LOGISTICS (CHONGQING) CO., LTD.	中国 重慶市
	ALPS LOGISTICS (GUANGDONG) CO., LTD.	中国 広東省東莞市
	ZHAOPU ELECTRONICS (SHANGHAI) INC.	中国 上海市
	ALPS LOGISTICS HONG KONG LTD.	香港 九龍
	ALPS LOGISTICS KOREA CO.,LTD.	韓国 ソウル特別市
	ALPS LOGISTICS TAIWAN CO.,LTD.	台湾 桃園市
	ALPS LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク
	ALPS NAIGAI LOGISTICS (MALAYSIA) SDN.BHD.	マレーシア ネグリセンビラン
	ALPS LOGISTICS (S) PTE. LTD.	シンガポール
	ALPS LOGISTICS VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ
	ALPS LOGISTICS INDIA PRIVATE LIMITED	インド グルグラム
	ALPS LOGICOM INDIA PRIVATE LIMITED	インド グジャラート
	ALPS LOGISTICS (USA), INC.	アメリカ カリフォルニア
	ALPS LOGISTICS MEXICO, S.A.DE C.V.	メキシコ レイノサ
	ALPS LOGISTICS MEXICO EXPRESS, S.A. DE C.V.	メキシコ レイノサ
	ALPS LOGISTICS EUROPE GmbH	ドイツ ドルトムント

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

事 業 区 分	従業員数(前期比)
電 子 部 品 物 流 事 業	3,052名 (26名増)
商 品 販 売 事 業	35名 (3名減)
消 費 物 流 事 業	2,594名 (67名減)
全 社 (共 通)	163名 (4名増)
合 計	5,844名 (40名減)

(注) 上記の他に、臨時社員3,389名が在籍しています。

② 当社の従業員数

従業員数 (前期比)
936名 (5名増)

(注) 上記の他に、臨時社員 843名が在籍しています。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,000 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,050

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
(2) 発行済株式の総数 35,426,912株 (自己株式47,488株を除く)
(3) 株主数 13,228名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
アルプラスアルパイン株式会社	16,526 千株	46.7 %
TDK株式会社	2,804	7.9
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	2,288	6.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,253	3.5
アルパイン株式会社	792	2.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012	570	1.6
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	510	1.4
立花証券株式会社	400	1.1
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT	373	1.1
アルプラス物流社員持株会	365	1.0

(注) 持株比率は、自己株式47,488株を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	10,400株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告38頁「(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	株式会社アルプラス物流 第1回 新株予約権	株式会社アルプラス物流 第2回 新株予約権
発行決議の日	2014年6月18日	2015年6月17日
新株予約権の数	71個	50個
保有者数	取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く） 3名	取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く） 3名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 14,200株 (新株予約権1個につき200株) (注1)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき200株) (注1)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 99,600円 (1株当たり498円)	新株予約権1個当たり 146,800円 (1株当たり734円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	自 2014年7月24日 至 2054年7月23日	自 2015年7月23日 至 2055年7月22日
新株予約権の行使の条件	(注2、3)	(注2、3)

	株式会社アルプラス物流 第3回 新株予約権	株式会社アルプラス物流 第4回 新株予約権
発行決議の日	2016年6月21日	2017年6月21日
新株予約権の数	238個	203個
保有者数	取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く） 4名	取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 23,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 20,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり500円)	新株予約権1個当たり 70,900円 (1株当たり709円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	自 2016年7月16日 至 2056年7月15日	自 2017年7月20日 至 2057年7月19日
新株予約権の行使の条件	(注2、3)	(注2、3)

	株式会社アルプラス物流 第5回 新株予約権
発 行 決 議 の 日	2018年6月20日
新 株 予 約 権 の 数	157個
保 有 者 数	取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く） 5名
新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 15,700株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権1個当たり 81,200円 (1株当たり812円)
新株予約権の行使に際して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	自 2018年7月21日 至 2058年7月20日
新株予約権の行使の条件	(注2、3)

- (注) 1. 2016年4月1日付で、普通株式1株に対し2株の割合で株式分割を行ったことにより、第1回及び第2回の新株予約権につきまして、新株予約権1個当たりの株式数を100株から200株に調整しています。
 2. 新株予約権は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を使用することができます。
 3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	臼居 賢	
取締役専務執行役員	下廣 克彦	管理本部長、情報システム担当
取締役	大橋 進	株式会社ロジスティクス・コンセプト 代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	中村 邦彦	
取締役 (監査等委員)	大野 澄子	弁護士
取締役 (監査等委員)	西川 菜緒子	公認会計士
取締役 (監査等委員)	植田 祥裕	

- (注) 1. 取締役 大橋進氏及び監査等委員 大野澄子氏、西川菜緒子氏及び植田祥裕氏は、社外取締役であります。当社は4氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査等委員 中村邦彦氏及び監査等委員 西川菜緒子氏は、以下のとおり、財務・会計に関する知見を有しております。
- ・常勤監査等委員 中村邦彦氏は、過去に当社の管理担当取締役の経験があります。
 - ・監査等委員 西川菜緒子氏は公認会計士の資格を有しております。
3. 2022年6月22日開催の第58回定時株主総会において植田祥裕氏が監査等委員に新たに選任され、就任いたしました。
4. 2022年6月22日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、取締役 吹山浩司氏及び氣賀洋一郎氏、取締役（監査等委員）大山高氏が任期満了により、退任いたしました。

(参考) 執行役員の状況（2023年3月31日現在）

当社は執行役員制度を採用しており、2023年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。
なお、*印は取締役を兼務しています。

会社における地位	氏名	担当
社長執行役員	*臼 居 賢	社長
専務執行役員	*下 廣 克 彦	管理本部長、情報システム担当
常務執行役員	吹 山 浩 司	事業本部長
執行役員	虫 明 俊 幸	営業本部長
執行役員	栗 田 幸 武	事業本部 国際事業部長、アジア地域担当
執行役員	寺 奇 秀 昭	事業本部 国内事業部長、品質環境担当、欧米地域担当
執行役員	小 川 弘 一	事業本部 B U担当、新事業担当
執行役員	神 田 隆	消費物流担当、株式会社流通サービス代表取締役社長
執行役員	亀 田 智 文	管理本部副本部長（経理・財務担当）、経営企画・E S G担当
執行役員	大 葉 秀 樹	消費物流副担当、新事業副担当、 株式会社流通サービス常務取締役

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役である大橋進氏及び各監査等委員である取締役との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

（3）補償契約の内容と概要

当社は、取締役全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、当該契約の内容は、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当社が役員に対して責任を追及する場合において当該役員に生じる防御費用は対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行ったことに起因する被保険者の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該保険契約の対象範囲は当社の取締役、執行役員並びに子会社の取締役、監査役及びこれらに相当する役員であり、被保険者の保険料は当社が全額負担しております。

(5) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社が常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の重要な会議に出席するとともに、重要な情報収集及び報告の受領等を日常的に行い、内部監査部門等との連携を図ることで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

(6) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			人数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	123 (9)	76 (9)	35 (-)	11 (-)	5 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	47 (28)	47 (28)	- (-)	- (-)	5 (4)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含んでおりません。

2. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。

- ・当事業年度における取締役（監査等委員を除く）2名に対する役員賞与の未払費用計上額35百万円。
- ・当事業年度における取締役（監査等委員を除く）2名に対する譲渡制限付株式11百万円。

3. 業績連動報酬等として取締役に対し賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は、単年度の業績向上に向けた動機付けを図る観点から、電子部品物流事業及び商品販売事業を合算した営業利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益としており、かかる指標に基づき毎年の賞与支給額を決定しています。業績連動報酬等の額の算定方法は、下記②「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」(3) のとおりです。なお、当事業年度の上記の指標の実績は、以下のとおりです。

- ・電子部品物流事業及び商品販売事業を合算した営業利益率：7.2%
- ・親会社株主に帰属する当期純利益：5,032百万円

4. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は、下記②「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」(4) のとおりです。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員報酬決定プロセスの透明化を図るとともに、短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の永続的な企業価値の向上を狙いとして、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針として「役員報酬等の決定方針」を定めております。

「役員報酬等の決定方針」は、客観的かつ透明性の高い報酬制度とするため、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の答申を得た上で、取締役会決議により決定いたしました。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が「役員報酬等の決定方針」と整合していることを確認しており、かかる決定方針と沿うものであると判断しております。

「役員報酬等の決定方針」の内容の概要は以下のとおりです。

(1) 報酬の種類と割合

役員の報酬は、原則として、職責に応じた固定報酬である「月額報酬」、短期業績連動報酬である「賞与」、及び中長期の業績と連動する報酬である「譲渡制限付株式報酬」をもって構成しています。但し、監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤の取締役は、客観的立場に基づく当社の経営に対する監督及び助言の職責を鑑み、賞与及び譲渡制限付株式報酬を支給せず、月額報酬のみとしています。

報酬額の水準は、外部専門機関の調査に基づく他社水準を参考に、適切な額を設定することとし、また月額報酬・賞与・譲渡制限付株式報酬の構成比は、同じく外部専門機関の調査に基づく他社水準を参考に、概ね7：2：1を目安としています。

(2) 月額報酬について

月額報酬は職責に応じた固定報酬とし、役位ごとに定めています。

(3) 賞与について

賞与は、役位ごとに定めた基準額に、当該年度電子部品物流事業及び商品販売事業を合算した営業利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益に応じて0～200%の範囲内で変動する支給率を乗じて支給しています。また個々の役員に対する個人評価により、支給額について±30%の変動をさせことがあります。

(4) 譲渡制限付株式報酬について

譲渡制限付株式報酬は、譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分にかかる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とし、1円未満の端数は切り上げる。）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会が決定した1株当たりの払込金額

を基礎として、役位毎に定めた金銭報酬債権額を現物出資させ、かかる金銭報酬債権額を1株当たりの払込金額で割ることで算出される数の譲渡制限付株式を割当てるものです。

(5) 報酬等の付与時期や条件に関する方針は次のとおりです。

- ・月額報酬は、毎月支給する。
- ・賞与は、毎年6月に支給する。
- ・譲渡制限付株式の払込みのための報酬は、譲渡制限付株式の割当て日に支給する。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の監査等委員以外の取締役の報酬等の額は、2016年6月21日開催の第52回定時株主総会にて、年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする旨、決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員以外の取締役の員数は8名です。

また、2019年6月20日開催の第55回定時株主総会にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬として、上記報酬枠内にて、年100,000株を上限とする譲渡制限付株式報酬を付与する旨を決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員以外の取締役の員数は8名です。

監査等委員である取締役の報酬額は、2016年6月21日開催の第52回定時株主総会にて、年額60百万円以内とする旨を決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、監査等委員以外の取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定については、取締役全員の同意をもって、株主総会が決定する監査等委員以外の取締役の報酬総額の限度内で、指名・報酬諮問委員会にその決定を委ねることができることとしており、これに基づき、監査等委員以外の取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を指名・報酬諮問委員会に委ねております。なお、同委員会の構成員は、大野澄子氏（社外取締役監査等委員及び委員長）、臼居賢氏（代表取締役社長執行役員）、大橋進氏（社外取締役）、中村邦彦氏（取締役監査等委員）、西川菜緒子氏（社外取締役監査等委員）、植田祥裕氏（社外取締役監査等委員）です。

指名・報酬諮問委員会に委任した理由は、委員長及び委員の過半数を社外取締役が占め、また当社全体の業績等及び各取締役の成果や活動状況等を適切に把握しておりますので、公正かつ合理的に報酬の支給額を判断するのに適しているためです。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 状 況	当社と当該他の法人等との関係
社外取締役	大 橋 進	株式会社ロジスティクス・コンセプト 代表取締役	特別の関係はありません。
社外取締役	大 野 澄 子	永沢総合法律事務所	特別の関係はありません。
社外取締役	西 川 菜緒子	西川公認会計士事務所	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	大 橋 進	当事業年度開催の取締役会16回中15回出席し、主に物流事業及び会社経営の豊富な経験に基づき発言を行っております。独立社外取締役として、取締役会及びその他の機会においても豊富な知見に基づくアドバイスを行っており、業務執行から独立した客観的な立場からの経営の監督という期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	大 野 澄 子	当事業年度開催の取締役会16回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っており、法務に関するリスクなどについての取締役に対する監査機能の充実という独立社外監査等委員に期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	西 川 菜緒子	当事業年度開催の取締役会16回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席し、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っており、会計に関するリスクなどについての取締役に対する監査機能の充実という独立社外監査等委員に期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	植 田 祥 裕	新たに社外取締役に就任した2022年6月22日以降、当事業年度開催の取締役会13回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席し、主に経理財務、経営管理の豊富な経験に基づき発言を行っており、経営管理全般に関するリスクなどについての取締役に対する監査機能の充実という独立社外監査等委員に期待される役割を適切に果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 48百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 67百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社25社のうち17社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 内部統制システムについての基本的な考え方とその整備状況

当社は、アルプス物流倫理規範を制定し、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した基本方針及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制
- 1) 当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的な内容を明確にした社内規程を定めます。
 - 2) 当社は、利害関係のない独立した社外取締役が出席する取締役会において経営方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役及び執行役員の職務執行状況の監督を行うた

め、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的な内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選任基準を設定します。

- 3) 当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。
- 4) 当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。
- 5) 当社は、子会社の取締役及び従業員の法令及び定款適合性を確保するための体制として、子会社の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は、子会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、アルプス物流倫理規範を制定し、社内教育等によりコンプライアンスの浸透を図っています。また、子会社に対して経営指導・管理を行うとともに、コンプライアンスに関する活動を支援しています。
- ・取締役については、選任基準に基づいて候補者を選定し、株主総会に提案しています。また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役同様に選任基準に基づいて選任しています。
- ・当事業年度は取締役会を16回開催し、付議内容・基準を定めた取締役会規則に基づき、重要事項につき審議決定するとともに、各取締役から業務執行の報告を受けました。また、取締役会決議の適法性を担保するため、管理部門を管掌する執行役員の指揮のもと、法務部門及び経理部門による上程議案の事前確認も行っています。

- ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 1) 当社は、取締役会の意思決定に至る過程及び意思決定に基づく執行に関する情報の取り扱いを明確にした社内規程を定めます。
 - 2) 当社は、各部門が保管する情報・保存方法・閲覧の権限等を社内規程に定め、情報の保存等に関する環境を整備します。
 - 3) 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

【運用状況の概要】

・当社では、取締役会規則を定め、議事録の作成・保管その他取締役会の運営等を明確にするとともに、情報管理規程、文書管理規程、電子情報管理規程に基づき、情報の管理を行っています。また、当社子会社は、関係会社管理規程に基づき、各社の執行状況等について当社に報告しています。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規程を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。
- 2) 当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、当社のリスク管理に関する規程に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。

【運用状況の概要】

・当社は、危機管理規程、危機管理マニュアルを定め、種々のリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。

・当社子会社に対しては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備させるとともに、危機管理規程に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、機能別本部に加え、事業担当制を導入し、それぞれに担当執行役員を設置して執行責任の所在を明確にするとともに、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
 - 2) 当社は、取締役会において中短期経営計画を審議・決定し、各取締役及び執行役員は、その計画に定める目標達成のために行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。
 - 3) 当社は、当社グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、事業、営業、経営企画、管理の機能別本部に加え、国内、海外の事業担当制を敷き、それぞれに担当執行役員を設置して責任を明確にした上で、適正かつ効率的に職務を遂行しています。
- ・当社では、3年毎に中期経営計画、また毎年、短期経営計画を策定しており、半期毎に予算審議会を開催し、計画の進捗管理や見直しを行い、取締役会にてこれらの計画の審議・決定を行っています。各担当執行役員は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会にて毎月報告を行っています。
- ・当社は、子会社についても3年毎に中期経営計画、また毎年、短期経営計画を策定し、同計画は当社取締役会にて審議・決定しています。また、関係会社管理規程に基づき、各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるよう指導、監督をしています。

- ⑤ 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、当社グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
 - 2) 当社は、当社グループ内での取引、また関連当事者と当社グループの取引の価格について、適正な基準を設定します。
 - 3) 当社は、取締役会の諮問機関として社外取締役で構成する取引審査委員会を設置し、関連当事者との取引の適正性を審査しています。
 - 4) 当社は、企業倫理や社内規程及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下「倫理ホットライン」と言います。）を設置し、通報窓口を定期的に周知します。
 - 5) 当社の内部監査部門は当社及び子会社の経営・事業にかかる活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を代表取締役社長執行役員、取締役会、監査等委員会及び会計監査人に報告します。
 - 6) 当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

【運用状況の概要】

- ・当社は、当社グループ内での取引、また関連当事者と当社グループの取引について、一般顧客と同様に、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて公正な価格で行っています。
- ・社外取締役で構成する取引審査委員会を定期的に開催し、関連当事者と当社グループの取引について審査を行い、適正な取引であることを確認しています。
- ・当社は、内部通報制度として倫理ホットライン制度を設置し、職場に通報窓口を記載したポスターを掲示し社内へ周知しています。また、月に一度発行される社報においても通報先を記載して周知しています。倫理ホットラインの運用状況については、管理部門を管掌する執行役員が確認を行い、定期的に取締役会に報告しています。

- ・内部監査部門は、年次の内部監査計画に基づき、当社及び子会社の経営・事業にかかる活動全般を監査しています。内部監査の結果は、監査終了後に代表取締役社長執行役員、取締役会、監査等委員会及び会計監査人に報告しています。
- ・当社の監査等委員は、定期的に国内子会社の社長等と面談を行っている他、海外子会社の社長等とは往査時や、予算審議会などの場を利用して面談、情報交換を行っています。

⑥ 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

当社は、監査等委員の職務を補助するスタッフを監査等委員会室に配置しています。

⑦ 当社の監査等委員会補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会補助スタッフは、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
- 2) 当社は、監査等委員会の同意の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設け、監査等委員会補助スタッフを配置しています。監査等委員会補助スタッフは、監査等委員会の指揮命令に従い、人事異動・考課は常勤監査等委員の同意を得て実施しています。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
- 1) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役による監査等委員会への報告体制を整備します。
 - 2) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接または間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、隨時、取締役が常勤監査等委員に報告できる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼす

おそれ的重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査等委員、社外取締役である監査等委員、内部監査室長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができる体制を整備、運用しています。

- ⑨ 当社の子会社の取締役、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - 1) 当社は、当社の子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役が直接、または当社の担当取締役等を通して当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。
 - 2) 当社は、当社の子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接または間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、国内子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役・従業員が直接または間接的に当社監査等委員会に報告できる体制として、常勤監査等委員、社外取締役である監査等委員を窓口とする倫理ホットライン制度を設置、運営しています。また海外子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように整備しており、さらに海外拠点責任者による不法行為等については、当社の倫理ホットライン窓口へ通報できるよう周知を行い、内部通報制度の補強も行っています。

- ⑩ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の従業員等及び当社の子会社の取締役、監査役、従業員等が監査等委員会に対して報告・通報をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止することを社内規程に定めます。

【運用状況の概要】

- ・当社は、倫理ホットライン規程により、当社の従業員等及び当社の子会社の取締役、監査役、従業員等が倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

- ⑪ 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について
- 1) 当社は、監査等委員会の監査に関する費用について、監査等委員会で立案した監査計画に基づいた適切な額の予算を確保し、実際に支出する費用を前払または償還します。
 - 2) 当社は、監査等委員会が緊急または臨時に支出する費用について、監査等委員会からの請求に基づいて前払または償還します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査等委員会の監査に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保し、実際に支出する費用を前払または償還しています。なお、当事業年度において、監査等委員会から緊急または臨時に支出する費用の請求は受けておりません。

- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- 1) 監査等委員は、取締役会に加え予算審議会等の重要な社内会議に出席できる他、取締役や幹部従業員と定期及び隨時に会合を行えることとします。
- 2) 監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用することとします。
- 3) 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図れるようにするために、定期及び隨時に会合を行えることとします。

【運用状況の概要】

- ・監査等委員は、取締役会や予算審議会等の重要な会議に出席する他、取締役及び執行役員や幹部従業員と定期及び隨時に会合を行っています。
- ・監査等委員会監査基準で外部の専門家を使用できることを明記しています。
- ・監査等委員会は、内部監査部門や会計監査人と監査等結果報告会を定期的に開催しています。また、内部監査部門とは毎月の会合やグループ監査等委員会連絡会などを定期及び隨時に開催し、情報や課題を共有しています。

⑬ 財務報告の適正を確保するための体制

当社は、内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認した上で、財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。

【運用状況の概要】

人事総務部が反社会的勢力及び団体に関する対応を統括する組織として、社内関係部門及び警察等外部専門機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、該当部門への情報提供や教育を行っています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置付けており、安定配当を基本に、①株主への利益還元、②将来の成長に向けた投資のバランスを考慮して決定することを基本方針とします。配当性向については、成長投資と株主還元に機動的に資金配分できるよう概ね30%～50%の範囲とし、株主還元の充実に努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、1株当たり28円とする案を第59回定時株主総会に上程いたします。中間配当を含め年間では1株当たり44円となります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	49,534	流 動 負 債	23,467
現 金 及 び 預 金	27,264	営 業 未 払 金	11,147
受 取 手 形 及 び 営 業 未 収 金	17,578	短 期 借 入 金	1,930
商 品	1,968	1 年 以 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	988
貯 藏 品	44	リ 一 ス 債 務	2,063
そ の 他	2,695	未 払 法 人 税 等	1,262
貸 倒 引 当 金	△ 17	賞 与 引 当 金	1,972
固 定 資 產	47,749	未 払 費 用	2,220
有 形 固 定 資 產	40,680	そ の 他	1,882
建 物 及 び 構 築 物	12,609	固 定 負 債	11,558
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,450	長 期 借 入 金	4,200
工 具、器 具 及 び 備 品	600	リ 一 ス 債 務	4,585
土 地	18,008	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	37
リ 一 ス 資 產	5,870	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,938
建 設 仮 勘 定	2,141	そ の 他	797
無 形 固 定 資 產	3,862	負 債 合 計	35,026
投 資 そ の 他 の 資 產	3,206	(純 資 產 の 部)	
投 資 有 価 証 券	177	株 主 資 本	55,301
繰 延 税 金 資 產	1,314	資 本 金	2,349
そ の 他	1,715	資 本 剰 余 金	2,030
貸 倒 引 当 金	△ 1	利 益 剰 余 金	50,956
		自 己 株 式	△ 33
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,022
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	46
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,165
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 189
		新 株 予 約 権	53
		非 支 配 株 主 持 分	4,879
		純 資 產 合 計	62,257
資 產 合 計	97,283	負 債 ・ 純 資 產 合 計	97,283

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売上原価	高益費				121,165
売上総利	益費				105,255
販売費及び一般管理費	益				15,909
営業利益					7,866
営業外収益					8,043
受取利息				88	
受取配当金				6	
為替差益				544	
補助金の収入				180	
その他費用				221	1,041
支払利息				265	
その他				29	294
経常利益					8,790
特別利益					
固定資産売却益				5	
投資有価証券売却益				0	
補助金収入				0	6
特別損失					
固定資産除売却損				39	
災害による損失				85	
固定資産圧縮損				0	125
税金等調整前当期純利益					8,671
法人税、住民税及び事業税				2,589	
法人税等調整額				△44	2,544
当期純利益					6,127
非支配株主に帰属する当期純利益					1,094
親会社株主に帰属する当期純利益					5,032

(参考情報)

連結損益及び包括利益計算書 (監査対象外)

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目							金額
売上原利益費益息益入他用息他益	高 価 益 費 益 息 金 益 入 他 用 息 他 益						121,165
売上総利							105,255
売上一般管理							15,909
販賣業及び一般利							7,866
営業外収益							8,043
受取配当			88				
受取差収			6				
助金の差収			544				
支払の外費			180				
支払の利			221				
業外の利							1,041
業外の利			265				
業外の利			29				294
常別利							8,790
固定資産売却益							
投資有価証券売却益			5				
補助金受取			0				
			0				6
別損							
固定資産除売却損失			39				
災害による損失			85				
固定資産圧縮損			0				125
税金等調整前当期純利益							8,671
法人税、住民税及び事業税額			2,589				
法人税等調整額			△44				2,544
当期純利益							6,127
(内訳)							
親会社株主に帰属する当期純利益							5,032
非支配株主に帰属する当期純利益							1,094

科 目	金 額
そ の 他 の 包 括 利 益	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	38
為 替 換 算 調 整 勘 定	326
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	△18
そ の 他 の 包 括 利 益 合 計	347
包 括 利 益	6,474
(内訳)	
親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益	5,335
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	1,138

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	19,716	流動負債	13,671
現金及び預金	7,528	営業未払金	7,503
受取手形	710	短期借入金	1,850
営業未収金	8,219	一年内返済予定の金	900
商貯品	1,056	長期借入金	
貯蔵費	29	未払費用	988
前払費用	233	未払法人税等金	587
その他の	1,939	預り金	653
貸倒引当金	△ 1	賞与引当金	195
△	39,291	その他の	978
固定資産	26,460	固定負債	14
有形固定資産		長期借入金	4,447
建物	7,326	退職給付引当金	4,200
構築物	273	資産除去債務	171
機械及び装置	640	その他の	66
車両運搬具	209		8
工具、器具及び備品	237		
土地	15,630	負債合計	18,119
建設仮勘定	2,141	(純資産の部)	
無形固定資産	3,247	株主資本	40,788
ソフトウェア	3,215	資本剰余金	2,349
その他の	31	資本準備金	2,048
投資その他の資産	9,583	その他資本剰余金	2,029
投資有価証券	177	利益剰余金	18
関係会社株式	5,122	利益準備金	36,424
関係会社出資金	1,572	その他利益剰余金	307
関係会社長期貸付金	1,671	別途積立金	36,117
繰延税金資産	571	繰越利益剰余金	14,350
その他の	468	自己株式	21,767
貸倒引当金	△ 0	評価・換算差額等	△ 33
		その他有価証券評価差額金	46
		新株予約権	46
		純資産合計	53
資産合計	59,007	負債・純資産合計	40,888
			59,007

損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上原価	高益費		51,261
売上総利	益費		43,851
売上一般管理費	益		7,409
売上販売業	益		4,795
受取外収益	益		2,614
受取利息	息	72	
受取配当金	金	697	
受取差益	益	366	
受取手数料	料	95	
受取手取入用	入	35	
受取外費用	用		1,268
支払利息	息	20	
支払手取支	出	2	22
経常利益	益		3,859
特別利益	益		
固定資産売却益	益	2	
投資有価証券売却益	益	0	
投助資金	益入	0	
特別損失	失		3
固定資産除売却損	損失	30	
災害による損失	損失	85	
固定資産圧縮損	損失	0	116
税引前当期純利益	益		3,746
法人税、住民税及び事業税	税額	1,105	
法人税等調整	△	59	1,046
当期純利益	益		2,700

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社アルプラス物流
取締役会 御中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 芝 山 喜 久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 脇 野 守
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルプラス物流の2022年4月1日から2023年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルプラス物流及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書曰までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取りや会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社アルプス物流
取締役会 御中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 芝 山 喜 久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 脇 野 守
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルプス物流の2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について子会社を含む取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明とともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員及びE Y新日本有限責任監査法人等から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し（オンライン形式含む）、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り（オンライン形式含む）、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、社外取締役で構成する取引審査委員会の審査結果を確認するとともに、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、取引審査委員会による審査を経るなど当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項並びに当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社 アルプス物流 監査等委員会

監査等委員 大野 澄子 印

常勤監査等委員 中村 邦彦 印

監査等委員 西川 菜緒子 印

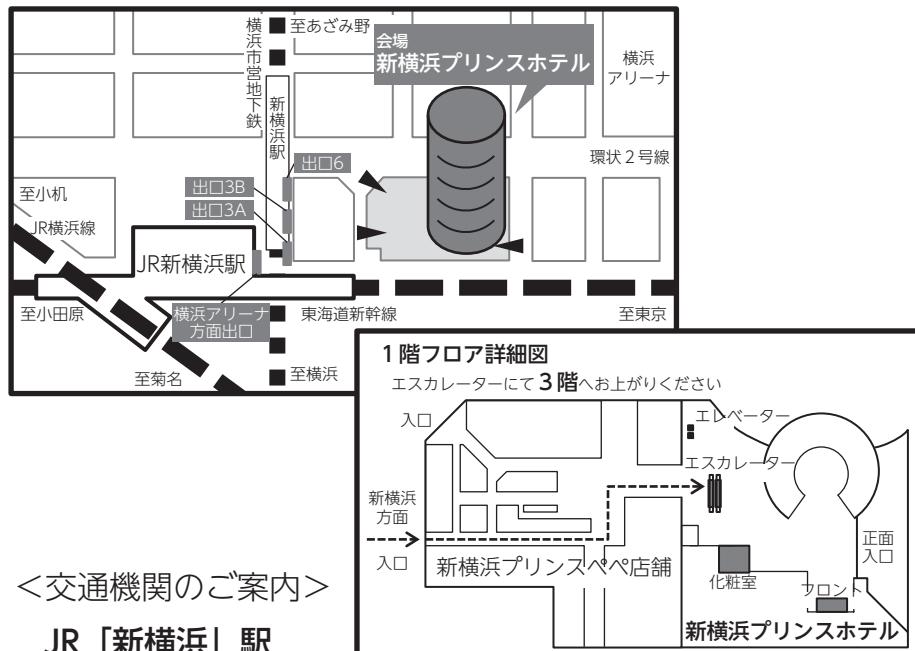
監査等委員 植田 祥裕 印

(注) 監査等委員 大野 澄子、西川 菜緒子、植田 祥裕は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

[株主総会会場ご案内図]

会場：新横浜プリンスホテル3階「ファンタジア」
神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地



<交通機関のご案内>

JR「新横浜」駅

横浜線（北口）から徒歩2分
東海道新幹線（東口または西口）から徒歩2分
(※改札口を出られましたら、横浜アリーナ方面出口へとお向かいください。)

横浜市営地下鉄「新横浜」駅

(出口3Aまたは3B) から徒歩2分

相鉄・東急新横浜線「新横浜」駅

(出口6) から徒歩2分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



電子提供措置の開始日2023年5月30日

第59回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

第59期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社アルプス物流

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,349	1,999	47,092	△50	51,389
当期変動額					
剩余金の配当			△1,168		△1,168
親会社株主に帰属する当期純利益			5,032		5,032
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		19			19
自己株式の処分		10		17	28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	30	3,863	17	3,912
当期末残高	2,349	2,030	50,956	△33	55,301

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7	1,862	△150	1,719	53	6,547	59,709
当期変動額							
剩余金の配当						△386	△1,555
親会社株主に帰属する当期純利益							5,032
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△2,419	△2,400
自己株式の処分							28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	38	303	△39	302	—	1,138	1,441
当期変動額合計	38	303	△39	302	—	△1,667	2,547
当期末残高	46	2,165	△189	2,022	53	4,879	62,257

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 25社

子会社はすべて連結されております。

当該連結子会社の名称

アルプス物流ファシリティーズ(株)

(株)流通サービス

(株)アルプスロジコム

ALPS LOGISTICS HONG KONG LTD.

ALPS LOGISTICS(S)PTE. LTD.

ALPS NAIGAI LOGISTICS(MALAYSIA)SDN.BHD.

TIANJIN ALPS TEDA LOGISTICS CO.,LTD.

ALPS LOGISTICS(SHANGHAI)CO.,LTD.

ALPS LOGISTICS(GUANGDONG)CO.,LTD.

ALPS LOGISTICS(USA),INC.

DALIAN ALPS TEDA LOGISTICS CO.,LTD.

SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO.,LTD.

ALPS LOGISTICS MEXICO,S.A.DE C.V.

ALPS LOGISTICS(THAILAND)CO.,LTD.

ALPS LOGISTICS TAIWAN CO.,LTD.

ALPS LOGISTICS KOREA CO.,LTD.

ALPS LOGISTICS(CHONGQING)CO.,LTD.

ALPS LOGISTICS EUROPE GmbH

ALPS LOGISTICS VIETNAM CO.,LTD.

ALPS LOGISTICS MEXICO EXPRESS,S.A.DE C.V.

ALPS LOGISTICS INDIA PRIVATE LIMITED

TEDA ALPS LOGISTICS SHANGHAI CO.,LTD.

ZHAOPU ELECTRONICS(SHANGHAI)INC.

ALPS LOGICOM INDIA PRIVATE LIMITED

TEDA ALPS LOGISTICS TIANJIN CUSTOMS CO.,LTD.

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、アルプス物流ファシリティーズ(株)、(株)流通サービス、(株)アルプスロジコム、ALPS LOGISTICS INDIA PRIVATE LIMITED 及び ALPS LOGICOM INDIA PRIVATE LIMITEDの事業年度の末日は連結決算日に一致しております。連結子会社のうち、決算日が12月31日の会社は以下の20社あります。

ALPS LOGISTICS HONG KONG LTD.
ALPS LOGISTICS(S)PTE. LTD.
ALPS NAIGAI LOGISTICS(MALAYSIA)SDN.BHD.
TIANJIN ALPS TEDA LOGISTICS CO.,LTD.
ALPS LOGISTICS(SHANGHAI)CO.,LTD.
ALPS LOGISTICS(GUANGDONG)CO.,LTD.
ALPS LOGISTICS(USA),INC.
DALIAN ALPS TEDA LOGISTICS CO.,LTD.
SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO.,LTD.
ALPS LOGISTICS MEXICO,S.A.DE C.V.
ALPS LOGISTICS(THAILAND)CO.,LTD.
ALPS LOGISTICS TAIWAN CO.,LTD.
ALPS LOGISTICS KOREA CO.,LTD.
ALPS LOGISTICS(CHONGQING)CO.,LTD.
ALPS LOGISTICS EUROPE GmbH
ALPS LOGISTICS VIETNAM CO.,LTD.
ALPS LOGISTICS MEXICO EXPRESS,S.A.DE C.V.
TEDA ALPS LOGISTICS SHANGHAI CO.,LTD.
ZHAOPU ELECTRONICS(SHANGHAI)INC.
TEDA ALPS LOGISTICS TIANJIN CUSTOMS CO.,LTD.

連結計算書類の作成に当たっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品及び貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社と国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社と国内連結子会社は、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～20年

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（2～10年）に基づく定額法を採用しております。

3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、残価保証の取決めがあるリース取引は当該残価保証額、その他については零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

3) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社の役員に対して支給する退職慰労金の支払いに備えるため、内部規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容については、「8. 収益認識に関する注記（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

⑤ 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に際し、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

□ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（国内連結子会社は平均残存勤務期間以内の一定の年数）（4～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動負債の「短期借入金」に含めて表示しておりました「1年内返済予定の長期借入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「1年内返済予定の長期借入金」は133百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 35,453百万円

(2) 圧縮記帳額

- | | |
|-----------------------------------------------------|--------|
| ① 国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額 | |
| 建物及び構築物 | 294百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 38百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 0百万円 |
| ② 当連結会計年度において、国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額 | |
| 機械装置及び運搬具 | 0百万円 |

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 35,474,400株

(2) 配当に関する事項

1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	601	17.00	2022年3月31日	2022年6月23日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	566	16.00	2022年9月30日	2022年11月30日
計	—	1,168	—	—	—

2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2023年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 991百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 28円00銭 |
| ③ 基準日 | 2023年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2023年6月22日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 84,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、倉庫投資を始めとする設備投資に際して、必要な資金を長期借入金で調達しており、短期的な運転資金につきましては、短期借入金で調達しております。また、一時的な余資は全て短期的な銀行預金で運用することとしております。

なお、デリバティブについては、現在のところ活用の必要性が低いとの判断から取引を行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業管理規程に従い、取引先ごとに与信限度額を設定し、残高及び期日管理を行うとともに、定期的に与信限度額の見直しを行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、取締役会に報告しております。

営業債務である営業未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の調達であり、長期借入金は主に設備投資に係るものであります。なお、長期借入金の金利については、全て固定金利で契約しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の1～2ヶ月分相当に維持することなどによって管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び営業未収金、営業未払金、短期借入金、未払法人税等及び未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	176	176	—
(2) 長期借入金	(4,200)	(4,176)	23
(3) 長期リース債務	(4,585)	(4,590)	(5)

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	176	—	—	176

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	4,176	—	4,176
長期リース債務	—	4,590	—	4,590

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期リース債務

長期リース債務の時価は、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,618円10銭
1株当たり当期純利益	142円08銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	141円75銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額 (百万円)	62,257
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	4,933
(うち新株予約権 (百万円))	(53)
(うち非支配株主持分 (百万円))	(4,879)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	57,324
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	35,426

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,032
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,032
普通株式の期中平均株式数 (千株)	35,419
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—
普通株式増加数 (千株)	83
(うち新株予約権 (千株))	(83)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを主たる地域市場別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント			合 計
	電子部品物流事業	商品販売事業	消費物流事業	
日本	33,089	16,015	27,756	76,861
中国	19,864	7,793	—	27,658
北米	6,711	—	—	6,711
アセアン	4,476	27	—	4,504
その他	5,250	179	—	5,429
外部顧客への売上高	69,392	24,016	27,756	121,165

(注) 1. 主たる地域市場は当社及び当社グループ各社の所在地を基礎として分類しております。

2. その他の区分に属する主な地域
アジア（本邦、中国及びアセアンを除く）、欧州

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業における収益を理解するための基礎となる情報は、以下のとおりです。

① 電子部品物流事業

電子部品物流事業は、国内外における電子部品貨物の運送、保管、フォワーディング等の事業を行っております。

国内外における輸送サービス、倉庫での入出庫作業、フォワーディングにおける各種書類作成等については、履行義務が充足されると判断される一時点で収益を認識することとしております。倉庫における月極の保管や荷役等、一定期間にわたって履行義務が充足されると判断されるサービスについては、当該期間の経過に応じて収益を認識することとしております。

当社グループは、運送、保管等に関連して、滅失や損傷等が発生した場合、当社グループの責任の範囲においては、保証を行っております。当該保証は、顧客との契約に定められた運送、保管等の履行義務の範囲で責任を負うという保証を顧客に提供するものであり、別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務とは識別しておりません。

取引の対価は、主として2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

取引価格は、顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価を基礎として算定しております。なお、顧客と約束した対価の中に変動対価はありません。

② 商品販売事業

商品販売事業は、包装資材、成形材料及び電子デバイスの販売事業を行っております。これらは、商品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断されることから、商品を顧客に引き渡した時点又は商品に対するリスクが顧客に移転した時点で収益を認識することとしています。

有償支給取引については、商品に対する支配が顧客に移転していないことから、支給品の譲渡に係る収益は認識しないこととしております。また、顧客との約束が、財を他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

当社グループは、顧客との契約に基づき提供した商品の数量、仕様等に不備があった場合、当社グループの責任の範囲においては、保証を行っております。当該保証は、顧客との契約に基づいた数量、仕様等を満たした商品の提供を保証し、履行義務の範囲で責任を負うものであり、別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務とは識別しておりません。

取引の対価は、主として3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

取引価格は、顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価を基礎として算定しております。なお、顧客と約束した対価の中に変動対価はありません。

③ 消費物流事業

消費物流事業は、日本国内における消費者向けの貨物の運送、保管、流通加工等の事業を行っております。

貨物自動車を使用した運送、倉庫での入出庫作業、流通加工等については、履行義務が充足されると判断される一時点で収益を認識することとしております。倉庫における月極の保管や荷役等、一定期間にわたって履行義務が充足されると判断されるサービスについては、当該期間の経過に応じて収益を認識することとしております。

当社グループは、運送、保管等に関連して、滅失や損傷等が発生した場合、当社グループの責任の範囲においては、保証を行っております。当該保証は、顧客との契約に定められた運送、保管等の履行義務の範囲で責任を負うという保証を顧客に提供するものであり、別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務とは識別しておりません。

取引の対価は、主として2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

取引価格は、顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価を基礎として算定しております。なお、顧客と約束した対価の中に変動対価はありません。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首）	当連結会計年度（期末）
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	683	710
営業未収金	17,007	16,840
契約負債		
その他流動負債	55	23

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、55百万円であります。

また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

(1) 子会社の増資の引受

①取引の概要

1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 TIANJIN ALPS TEDA LOGISTICS CO., LTD.

事業の内容 電子部品物流事業

- 2) 企業結合日
2022年7月1日（みなし取得日）
- 3) 企業結合の法的形式
第三者割当増資の引き受けによる株式取得
- 4) 結合後企業の名称
変更はありません。
- 5) その他取引の概要に関する事項
追加取得した株式の議決権比率は1.00%であり、議決権比率の合計は51.00%であります。
当該追加取得は、機動的な経営判断を可能にする運営体制を構築することを目的にしております。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現 金 及 び 預 金	190百万円
取 得 原 価	190百万円

④非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

- 1) 資本剰余金の主な変動要因
子会社株式の追加取得
- 2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額
39百万円

(2) 非支配株主からの取得

①取引の概要

- 1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容
結合当事企業の名称 株式会社流通サービス
事業の内容 消費物流事業

- 2) 企業結合日
2022年10月1日（みなし取得日）
- 3) 企業結合の法的形式
非支配株主からの株式取得
- 4) 結合後企業の名称
変更はありません。
- 5) その他取引の概要に関する事項
追加取得した株式の議決権比率は25.29%であり、議決権比率の合計は96.73%であります。
当該追加取得は、電子部品物流と消費物流の相乗効果を高め、協業強化と機動的な経営体制を可能にすることなどを目的としております。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現 金 及 び 預 金	2,400百万円
取 得 原 価	2,400百万円

④非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

- 1) 資本剰余金の主な変動要因
子会社株式の追加取得
- 2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額
57百万円

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,349	2,029	8	2,038	307	14,350	20,235	34,893
当期変動額								
剩余金の配当							△1,168	△1,168
当期純利益							2,700	2,700
自己株式の処分			10	10				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	10	10	—	—	1,531	1,531
当期末残高	2,349	2,029	18	2,048	307	14,350	21,767	36,424

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△50	39,229	7	7	53	39,290
当期変動額						
剩余金の配当		△1,168				△1,168
当期純利益		2,700				2,700
自己株式の処分	17	28				28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			38	38		38
当期変動額合計	17	1,559	38	38	—	1,598
当期末残高	△33	40,788	46	46	53	40,888

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

関係会社株式及び関係会社出資金 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	3～50年
機械及び装置	5～17年
車両運搬具	2～10年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間年数（13～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、当社は、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容については、以下のとおりです。

① 電子部品物流事業

電子部品物流事業は、国内外における電子部品貨物の運送、保管、フォワーディング等の事業を行っております。

国内外における輸送サービス、倉庫での入出庫作業、フォワーディングにおける各種書類作成等については、履行義務が充足されると判断される一時点で収益を認識することとしております。倉庫における月極の保管や荷役等、一定期間にわたって履行義務が充足されると判断されるサービスについては、当該期間の経過に応じて収益を認識することとしております。

当社は、運送、保管等に関連して、滅失や損傷等が発生した場合、当社の責任の範囲においては、保証を行っております。当該保証は、顧客との契約に定められた運送、保管等の履行義務の範囲で責任を負うという保証を顧客に提供するものであり、別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務とは識別しておりません。

取引の対価は、主として2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

取引価格は、顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価を基礎として算定しております。なお、顧客と約束した対価の中に変動対価はありません。

② 商品販売事業

商品販売事業は、包装資材、成形材料及び電子デバイスの販売事業を行っております。これらは、商品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断されることから、商品を顧客に引き渡した時点又は商品に対するリスクが顧客に移転した時点で収益を認識することとしています。

有償支給取引については、商品に対する支配が顧客に移転していないことから、支給品の譲渡に係る収益は認識しないこととしております。

当社は、顧客との契約に基づき提供した商品の数量、仕様等に不備があった場合、当社の責任の範囲においては、保証を行っております。当該保証は、顧客との契約に基づいた数量、仕様等を満たした商品の提供を保証し、履行義務の範囲で責任を負うものであり、別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務とは識別しておりません。

取引の対価は、主として3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

取引価格は、顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価を基礎として算定しております。なお、顧客と約束した対価の中に変動対価はありません。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

16,863百万円

(2) 圧縮記帳額

① 国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

建物	286百万円
構築物	7百万円
機械及び装置	7百万円
車両運搬具	13百万円
工具、器具及び備品	0百万円

② 当事業年度において、国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

車両運搬具	0百万円
-------	------

(3) 保証債務

関係会社の倉庫賃借料に対する債務の保証を行っております。

ALPS LOGISTICS(USA), INC. 420百万円

上記のほか、ALPS LOGISTICS(USA), INC.の倉庫賃借に関わる共有部分維持費用の支払債務についても保証を行っております。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 2,358百万円

短期金銭債務 644百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 10,998百万円

営業費用 476百万円

営業取引以外の取引による取引高 866百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 47,488株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	278百万円
未払事業税等	42百万円
未払賞与社会保険料	44百万円
借地権償却	57百万円
退職給付引当金	51百万円
未払役員退職慰労金	2百万円
その 他	124百万円
繰延税金資産合計	601百万円
<hr/>	
(繰延税金負債)	
資産除去債務	△7百万円
有価証券評価差額金	△20百万円
その 他	△2百万円
繰延税金負債合計	△30百万円
繰延税金資産の純額	571百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.3%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
住民税均等割	1.3%
外国子会社からの配当等の源泉税等	0.4%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9%

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) その他の関係会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)3	科目	期末残高
その他の関係会社	アルプラスアルパイン(株)	東京都大田区	38,730	電子機器及び部品製造・販売	被所有 直接 46.7% 間接(注)2 2.2%		輸出入・保管業務等の受託及び成形材料等の販売	8,112	営業未収金	927
							製品・部品の輸出入・保管業務等の受託	1,009	未収入金	139
							電子デバイス等の仕入	436	営業未払金	181

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. アルプラスアルパイン(株)は実質支配力基準に基づき当社の親会社に該当しておりましたが、第58回定時株主総会における取締役選任議案の承認可決により、取締役会構成員に占める独立社外取締役が過半数となったため、実質支配力基準に基づく同社の子会社に該当しないこととなり、2022年6月30日付でその他の関係会社に該当することとなりました。これに伴い、アルプラスアルパイン(株)の属性は親会社からその他の関係会社に変更となりました。なお、取引金額については親会社であった期間も含めて記載しております。
- (注) 2. 「議決権等の被所有割合」の間接は、アルプラスアルパイン(株)の他の子会社（アルパイン(株)）が所有しているものであります。
- (注) 3. 取引条件については、市場動向等を勘案して価格交渉の上、一般取引と同様に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)1・2	科目	期末残高
子会社	ALPS LOGISTICS (USA), INC.	アメリカ カリフォルニア州	千USD 1,000	電子部品物流事業	所有 直接 100.0%	債務保証	債務保証	420	—	—
	ALPS LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク市	千THB 15,000	電子部品物流事業 商品販売事業	所有 直接 49.0%		資金貸付	1,800	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	175 1,597

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸借契約に係る契約残存期間の賃料に対する債務保証を行ったものであり、保証料は受け取っておりません。
- (注) 2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(3) その他の関係会社の子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注) 3・4	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	アルプスファイナンスサービス(株)	東京都大田区	1,000	金融・リース事業・保険代理業	なし	ファクタリング取引・リース契約及び保険代理契約	営業未収金のファクタリング (注) 1	3,104	営業未収金	999
	ALPS ALPINE NORTH AMERICA, INC.	アメリカサンタクララ	千US\$ 36,439	電子機器及び部品の製造・販売	なし		営業未払金のファクタリング (注) 2	12,181	営業未払金 未払金	3,838 66
						商品の販売	電子デバイスの販売等	4,586	営業未収金	1,111

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (1) (注) 1に記載の通り、アルプスアルパイン(株)の属性が親会社からその他の関係会社に変更となつたことに伴い、アルプスファイナンスサービス(株)及びALPS ALPINENORTH AMERICA,INC.の属性は同一の親会社をもつ会社からその他の関係会社の子会社に変更となりました。なお、取引金額については同一の親会社をもつ会社であった期間も含めて記載しております。
- (注) 2. 当社の営業債権に関して、当社、アルプスアルパイン(株)、アルプスファイナンスサービス(株)の三者間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による回収を行っているものであります。
- (注) 3. 当社の営業債務に関して、当社、取引先、アルプスファイナンスサービス(株)の三者間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による支払を行っているものであります。
- (注) 4. 取引条件については、市場動向等を勘案して価格交渉の上、一般取引と同様に決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,152円66銭
1株当たり当期純利益	76円23銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	76円05銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額 (百万円)	40,888
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	53
(うち新株予約権 (百万円))	(53)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	40,835
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	35,426

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益 (百万円)	2,700
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	2,700
普通株式の期中平均株式数 (千株)	35,419
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額 (百万円)	—
普通株式増加数 (千株)	83
(うち新株予約権 (千株))	(83)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10.企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

連結計算書類「連結注記表 9. 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。